

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		永久標識等の移転の請求等（公共測量）		
根拠法令及び条項		測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 24 条		
所 管 部 課 名		都市計画部 都市政策課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	移転請求に理由があるとき。		
	設定年月日	平成 13 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 先例がないため標準処理期間は設定していない。		
	内 訳	経由機関 協議機関 処分機関	日（機関名 日（機関名 日	） ） ）
	設定年月日		最終変更年月日	
備 考				